

## 憲法改正手続法の根本的改正を要請する会長声明

- 1 憲法改正手続法は、2007年（平成19年）5月14日成立し、2010年（平成22年）5月18日に施行された。

報道によれば、与党は、この憲法改正手続法の改正案を今臨時国会に提出する予定であり、その改正の内容としては、憲法改正国民投票の投票権を有する年齢を満18歳以上と確定すること、公務員が憲法改正について一定の意見表明ができるように関連法の一部を改正する規定を設けること、であるとのことである。もともと同法は、拙速な成立をはかったために、法施行までに検討すべき課題を附則で定めていたが、今回提出される改正案は、同附則の一部についてのみ法案化するものである。

- 2 憲法改正手続法が審議されている過程で、当会では2005年9月8日、2006年10月12日と2度にわたり意見書を提出すると共に、2007年4月に「日本国憲法の調査特別委員会」において自民、公明両党の賛成で採決されたのをうけて、同月24日には、「憲法改正手続法案の慎重審議を求める緊急声明」を発表して、その内容の問題点を指摘してきた。

当会が繰り返し指摘してきたのは、立憲主義国家における憲法は、主権者である国民が国家権力を規制することを目的とするものであるから、憲法改正手続法は、何よりも国民の意思を正確に反映する投票制度であって、国民が的確な意思決定を行うために多様な政治的意見に自由に接し、広く深く国民的議論がなされるために自由で公正な国民投票運動を保障することが重要であり、これらの要請は、国民主権及び基本的人権の保障という憲法の基本理念から導かれる、という点である。

そして、当会は、このような視点から、憲法改正手続法に関して、次の6点の意見を述べてきた。

- (1) 憲法改正の国民投票に当たっては、個別の改正点ごとに、少なくとも条文ごとに賛否の意思表示ができる投票方式とすること
  - (2) 国民投票運動の自由が最大限保障されること
  - (3) 国民投票公報には、憲法改正案の趣旨・効果・適用例などの提案理由及び国会審議における主な反対意見が掲載されるとともにその他の方法でも国民の判断資料となる情報提供が充分に行われること
  - (4) 国会の発議から国民投票までの期間を少なくとも6か月程度とすること
  - (5) 過半数の決し方や最低投票率の問題では国民の過半数の賛成による承認という趣旨が実現されるような措置がとられること
  - (6) 国民投票に対する無効訴訟の訴訟要件は過度に厳格にしないこと
- 今回の改正案は、上記のような指摘に沿ったものではなく、現行の憲法改正手続法の問題点を払拭するようなものではない。

3 また、憲法改正手続法を可決した参議院の特別委員会では、18項目にわたる附帯決議（以下「附帯決議」という。）がなされており、①改正案の発議について、「内容において関連する事項ごと」に区分して行うとされているが、どのような場合に内容において関連するのかの判断基準を明確化すること、②低投票率により憲法改正の正当性に疑義が生じないように最低投票率制度の意義・是非について検討を加えること、③公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の規制については、意見表明の自由、学問の自由、教育の自由等を侵害することとならないよう慎重な運用を図るとともに、禁止される行為と許容される行為を明確化するなど、その基準と表現を検討すること、④罰則について、構成

要件の明確化を図るなどの観点から検討を加えて、必要な法制上の措置を検討すること、⑤テレビ、ラジオの有料広告規制については公平性を確保するために、必要な措置を検討すること、⑥成年年齢に関する公職選挙法、民法等の関連法令については、十分に国民の意見を反映させて検討を加えるとともに、憲法改正手続法施行までに必要な法制上の措置を完了するように努めること等、いずれも、憲法改正手続についての重要な部分での検討が要求されている。

しかし、これまで、附帯決議の各項目について検討が未了の状態であり、今回提案されようとしている「改正」の内容は、附帯決議の要請に沿ったものではなく、単に投票権を付与する年齢を確定するなどの部分的な改正にとどまっており、これでは、附帯決議が指摘するような重大な問題点を解消することは到底できない。

- 4 憲法改正手続法は、憲法の基本理念からみて、真に国民の大多数が十分な情報のもとに幅広い論議に参加して改正の是非を決することを保障すべきものであり、時の政権党や多数政党が憲法改正をし易くするための法律であってならない。

そこで、当会は、現行の憲法改正手続法が抱える憲法の基本理念からみた多くの問題点を放置したままで、一部のみに限定した改正を行うことに、反対を表明する。

2013年（平成25年）10月24日

兵庫県弁護士会

会長 鈴木 尉 久